

ふれあいネットワーク



社協だより たいない

令和2年4月号

社会福祉法人
胎内市社会福祉協議会

胎内市西本町11-11
TEL 44-8682
FAX 44-8651

第176号



高齢者を支援する活動



子どもたちへの活動



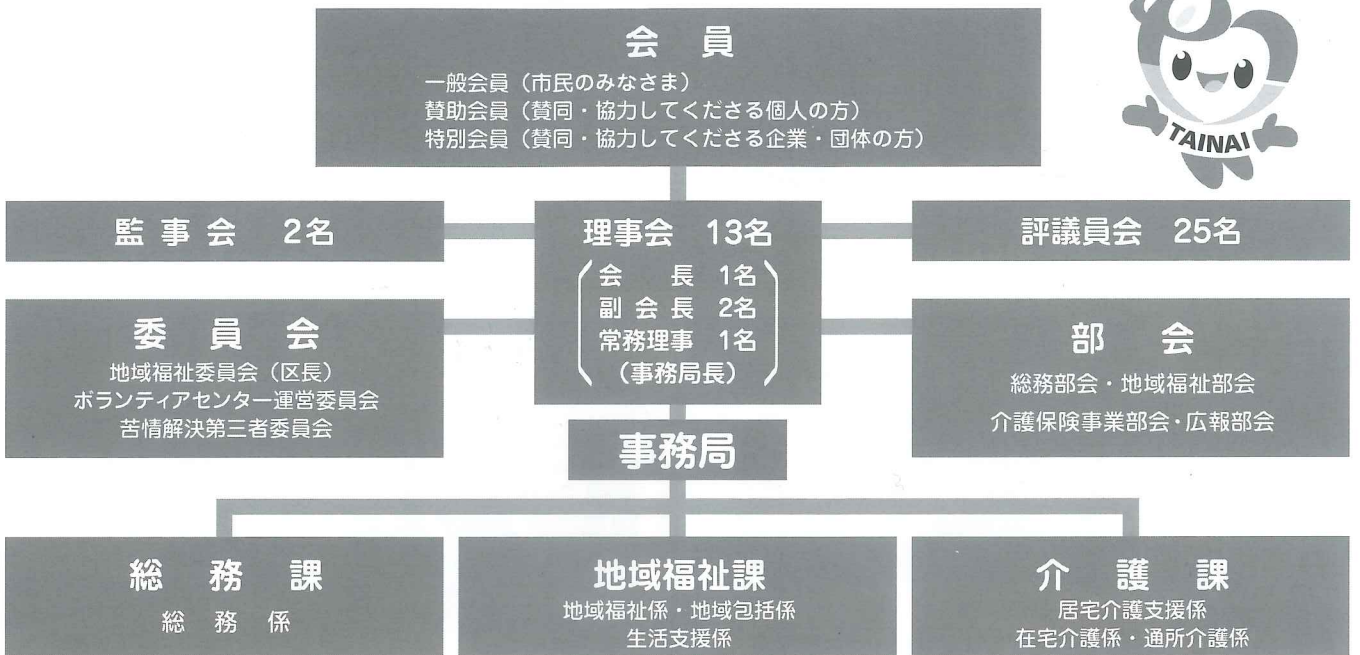
地域福祉・ボランティア
に関する活動



様々な活動を通じ、胎内市社会福祉協議会では今年度も市民の皆さまとともに安心して暮らせるあったかい地域づくりに取り組んでいきます！



胎内市社会福祉協議会事務局



- * 法人運営
- * 会員会費事務
- * 役員会等会議の開催
- * 社会福祉大会
- * 社協だより発行
- * 地域づくり環境整備
推進事業
- * 団体事務
(胎内市老人クラブ連合会、胎内市中条地区・胎内市黒川地区遺族会、胎内市中条母子会、胎内市手をつなぐ育成会、胎内市身体障害者福祉協会、胎内市ろうあ協会、胎内市ボランティア連絡協議会)

- * お茶の間サロン推進事業
- * ほのぼの茶屋運営事業
- * ボランティアセンター
推進事業
- * 地域包括支援センター事業
- * 生活困窮者自立支援事業
- * 外出支援サービス事業
- * ふれあい昼食会開催事業
- * 除雪費助成事業
- * 紙おむつ支給事業
- * 相談支援事業
- * 共同募金事業 など

- * 介護保険サービス
居宅介護支援事業
訪問介護（介護予防）事業
通所介護（介護予防）事業
デイサービスセンター
「いわはら荘・栗木野荘」
- * 障がい者・児のサービス
居宅介護等（ホームヘルプ）
移動支援事業（ガイドヘルプ）
生活介護（デイサービス）
- * 知っ得情報お届け講座

胎内市社会福祉協議会の事務所 （ほっとHOT・中条）	☎ 44-8682
地域包括支援センター胎内市社協 （ほっとHOT・中条）	☎ 44-8687
せいかつ応援センター胎内市社協 （ほっとHOT・中条）	☎ 44-1511
デイサービスセンター栗木野荘 （栗木野新田106-1）	☎ 48-3696
デイサービスセンターいわはら荘 （下赤谷387-15）	☎ 47-3331

申し込み、問い合わせは **胎内市社会福祉協議会**（ほっとHOT・中条内） TEL 44-8682 FAX 44-8651

* 社協だよりは、ボランティア団体の「ひわの会」により音声訳、「ほたる」により点字訳にされています。

ボランティア保険の加入お手続きについて

令和元年度にご加入の「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」「ふれあいサロン保険」等は、すべて**令和2年3月31日をもって補償期間が終了**となっております。次年度の各種ボランティア保険のご契約については、随時加入申込みを受け付けておりますので、ボランティアセンターまでお願いいたします。

ボランティア活動保険

手続き機関：胎内市ボランティアセンター

補償機関：令和2年4月1日午前0時～令和3年3月31日午後12時
※年度途中で契約された場合も、翌年3月31日までの補償となります。

必要書類：団体で加入される場合には、会員名簿をご用意ください。

その他：・ご不明な点がございましたら、ボランティアセンターまでご連絡ください。
詳しい保険の内容、金額等につきましては、社協HPでもご確認いただけます。
・複数の団体に所属されている方は、どこか1団体で加入していれば、改めて加入する必要はありません。

◎その他保険については、直接担当までお問い合わせください。

ボランティアに関するお問い合わせは、胎内市ボランティアセンターまでお願いします!



ボランティアセンターでは、ボランティアを求める方とボランティア活動をしたい方をつなげるお手伝いをしています。
ボランティアに関することで分からないことがございましたら、お気軽にご相談ください!

社会福祉協議会ホームページへジャンプ!
ボランティアセンター登録一覧、紹介ページへ繋がります。



胎内市ボランティアスタンプ事業 やるでば! ボランティア

令和元年度分

「ありがとうチケット」への交換はお済みですか?

令和元年度に貯めたスタンプは、**4月30日(木)まで**に商品券「ありがとうチケット」への交換をお願いいたします。ご自身のカードのスタンプ数をご確認いただき、交換が可能な方は胎内市社会福祉協議会窓口までお越しください。(※5月1日以降のチケットへの交換は、令和2年度分のチケットとなります。)

また、新しいカードが必要な方は、社協窓口までお越しください。



商品券「ありがとうチケット」について

- ・スタンプ10個で市内の商店等で使用できるチケット1枚(1,000円相当)と交換出来ます。
- ・1年間に交換できる枚数は、おひとり5枚(スタンプ50個分)までとなります。

交換時必要になるもの **スタンプカード、印鑑**

※代理申請の場合、ご本人と代理人の押印が必要となります。
交換申請用紙は、社会福祉協議会にあります。

- ・チケットの使用期限 **交換日より3ヶ月** ※使用期限を過ぎると使用不可となります。

登録に関するお問合せについて

胎内市社会福祉協議会ボランティアセンター (西本町11-11ほっとHOT・中条内) TEL 0254-44-8682

胎内市ボランティアスタンプ事業

やるでば! ボランティアをご活用ください!

ボランティア活動者を応援し、ボランティア活動の活性化を目的に、胎内市ではボランティアスタンプ事業を、平成27年度より行っております。
ボランティアスタンプ事業は、胎内市でボランティア活動を行う方(市外の活動者も可)を対象に、ボランティア受入機関(福祉施設、公共施設、学校等)で行う活動1回につき、スタンプ1つを押印します。
貯めたスタンプは、胎内市内の商店等で使える商品券と交換することが出来ます。

事業に関するお問合せについて

胎内市 福祉介護課 地域福祉係 (胎内市新和町2番10号) TEL 0254-43-6111

申し込み、問い合わせは **胎内市ボランティアセンター** (社会福祉協議会内) TEL 44-8682 FAX 44-8651

社協だより、社協活動などについて、ご意見、ご要望などがありましたら、お寄せください。